

令和4年度 雁巻緑地公園における試験運用に係る募集要項

○試験運用の概要

・雁巻緑地公園では、令和2年度から着手している新小須戸橋建設工事により、一部の敷地が分断され、工事期間が終了するまで当該敷地は一般利用がされにくい状態が続くことが想定されます。このため、当該敷地の公園としての有効活用を提案し、提案に沿って管理運営を行う団体を募集するものです。

○対象箇所

・雁巻緑地公園のバッタ広場の一部敷地（約5,000m²、秋葉区小須戸3793番地5地先）

○使用できる期間

・毎年度の運用実績などを検証し、適正に運用されていることを確認したうえで、次年度の更新を行います。ただし、試験運用開始から最長で5年間とします。

○使用にあたっての条件

1) 使用にかかる条件

- ・地形の変更は原則できません。
- ・冬期間（12月～翌年3月）は使用できません。
- ・日没後は使用できません。
- ・提案の実施にあたっては、必要な許可手続き（都市公園法に基づく公園施設設置、占用、使用など）をしてください。
- ・使用料、占用料等は免除とします。
- ・運用期間終了時は、提案者の責任及び負担において原形復旧してください。

2) 管理・運営にかかる条件

- ・緑地を健全に保つため、草刈り、清掃などを定常的に実施してください。なお、管理費として、81,500円/年（公園愛護会相当費）を上限とし、本市から運営団体へ支給することとし、その他の管理等について、市では一切負担しません。
- ・必要に応じて除草機械を貸し出します。（燃料費及び使用による損害保険は使用者負担）
- ・物件を設置する場合は、必要な手続きを行うとともに、常時管理するものとし、設置に要する費用は運営団体が負担してください。
- ・河川増水時は、物件の引き上げ等を行うこととし、必要な情報を確認し対応してください。
- ・緊急時の連絡先を明記した看板等を提案者の負担において設置してください。
- ・本募集による提案により、優先的に利用することを認めますが、「独占的な利用」や「排他的な利用」を認めるものではありません。提案した利用方法について、他の利用希望者の利用が可能となる運営を行ってください。
- ・当該部分の範囲外に、提案利用の影響が及ばないように管理・運営してください。
- ・提案利用にかかる一切の責任を負うことを認識し、安全管理に努めてください。
- ・提案と異なる利用がなされた場合は、許可を取り消す場合があります。

3) 実績報告等

- ・利用開始にあたり、当該年度の運営体制について報告してください。
- ・利用実績、緑地管理にかかる作業について記録し、四半期ごとに提出してください。

○法規制等

提案の内容及び実施にあたっては、都市公園法、新潟市都市公園条例、河川法及びその他各種関係法令等を遵守してください。

○応募資格

- ・新潟市内に本拠地がある団体（複数団体による場合、代表となる団体を定めてください）

○運営団体選定方法

- ・運営団体評価委員会にて本試験運用の観点から最も適正と判断される団体を選定します。

○応募方法

別紙申込書を以下のとおり受け付けます。

提出書類：①雁巻緑地公園試験運用申込書

②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

③団体規約

提出期限：令和4年7月19日（火） 必着

提出方法：持参、郵送又はメール（メールの場合は電話で受信確認を行ってください）

受付場所：〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市土木部みどりの政策課

E-mail：koen@city.niigata.lg.jp

電話：025-226-3065

○その他

- ・質問等ある場合は、7月7日（木）まで受け付けます。回答については7月13日（水）にホームページに掲載します。
- ・申込書の内容について、必要に応じて担当課から応募団体に聞き取りを行う場合があります。